

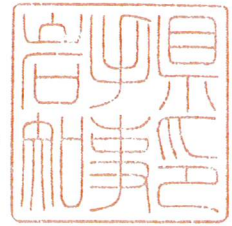
産業廃棄物処分業許可証

住 所 岩手県滝沢市篠木黒畑56番地1

氏 名 丹内建設株式会社 代表取締役 丹内 心一
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する

岩手県知事 達 増 拓 也



許可の年月日 令和 5年 5月 2日

許可の有効年月日 令和10年 5月 1日

1. 事業の範囲

中間処理 (破碎処理)

取扱う産業廃棄物

- ・木くず

以下余白

中間処理 (移動式破碎施設による破碎処理)

取扱う産業廃棄物

- ・木くず

以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 破碎施設Ⅰ

ア 設置場所

- ・ (固定式)

岩手県岩手郡雫石町笹森89番1、89番2、124番45

- ・ (移動式)

盛岡市を除く岩手県内の排出事業場 (駐機場: 岩手県岩手郡雫石町笹森89番1、89番2、124番45)

イ 設置年月日

平成14年11月26日

ウ 処理能力

木くず

281.6t/日 (35.2t/時間)

エ 設置許可年月日

平成14年9月26日

オ 設置許可番号

第1-6号

(2) 破碎施設Ⅱ

ア 設置場所

- ・ (固定式)

岩手県岩手郡雫石町笹森89番1、89番2、124番45

- ・ (移動式)

盛岡市を除く岩手県内の排出事業場 (駐機場: 岩手県岩手郡雫石町笹森89番1、89番2、124番45)

イ 設置年月日

令和4年2月1日

ウ 処理能力

木くず

169.84t/日 (21.23t/時間)

エ 設置許可年月日

令和4年1月24日

オ 設置許可番号

第121082-19号

以下余白

3. 許可の条件

以下余白

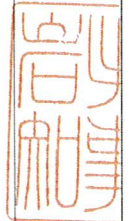
(以下、裏面記載)

4. 許可の更新又は変更の状況

平成15年	5月	2日	当初許可
平成20年	5月	2日	更新許可
平成25年	5月	2日	更新許可
平成27年	4月	14日	変更届出書受理（代表者を丹内清光から変更したこと。）
平成30年	5月	2日	更新許可
令和4年	3月	3日	変更届出書受理（木くずの破碎施設を1施設追加したこと。）
令和4年	3月	30日	変更届出書受理（破碎施設Ⅱ（固定・移動式）の構造を変更したこと。）
令和4年	5月	16日	事業範囲の変更許可 （1）木くずについて、「自然木に限る。」とする限定を解除したこと。 （2）木くずの破碎施設及び移動式破碎施設を追加したこと。
令和5年	1月	16日	変更届出書受理（保管施設の概要を変更したこと。）
令和5年	5月	2日	更新許可

以下余白

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有
以下余白



別表（保管施設の概要）

所在地：岩手県岩手郡雫石町笹森89番1、89番2、124番45

施設区分	保管高さ m	保管面積 m ²	保管体積 m ³	保管重量 t	備 考
処分前保管	1.5	800	1,110	943.5	屋外保管
処分後保管①	—	435.24	646.54	—	屋内保管
処分後保管②	3.25	336	534.9	294.19	屋内保管

以下余白

